

**組合員企業への転送をお願いいたします!**

# パワハラ防止対策セミナー

## ～会社と従業員を守るための対応策～

主催：沖縄県中小企団体中央会

2022年4月より、労働施策総合推進法に基づく「パワーハラスメント防止措置」が中小企業の事業主にも義務化されました。

義務化されたことに伴い、事業主には職場におけるパワーハラスメントを防止するため、雇用管理上の措置を講じなければならず、労働者にはパワーハラスメント問題に対する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に必要な注意を払い事業主の講ずる措置に協力する必要があります。

実際にハラスメントが発生した場合、加害者本人だけでなく会社や役員にも賠償責任が生じる可能性があることはもちろん、一時金のキッシュアウトやSNS等の炎上による経営危機が発生することも予想されます。

ハラスメント防止対策とは、就業規則を整える等、形を整えただけでは機能せず「対策がなされた」とは言えないのです。機能する仕組みと考え方を浸透させることこそ、真の対策と言えます。

ハラスメント対策は、従業員を守ることはもちろんですが、会社や雇用主、人事担当者等を守る側面もあります。「知らなかった」、「パワハラは無いから大丈夫!」では済まされず、今のその「指導」は、「パワハラ」に該当する可能性があります。

本セミナーでは、「パワハラ」と「指導」の判断が難しい境界線や、実際に事業主が講じなければならない内容など、実務面において解説いたします。

中小企業のパワハラ対策に活用いただける内容となりますので、是非ご受講ください。

### ■開催日時

令和4年8月26日(金)

14時00分～16時00分

### ■開催方法

会場及びオンラインによるハイブリッド開催

### ■会場

ノボテル沖縄那覇 ルボン

### ■定員(先着順)

会場：40名、オンライン：70名

### ■受講料：無料

### ■申込方法

FAX若しくは右下のQRコード、沖縄県中小企業団体中央会ホームページ新着情報にある『パワハラ防止法対策セミナー』からお申込頂きます。

※申込期限：8月24日(水)

### 内容

- 改正パワハラ防止法とは？
- パワハラにあたる行為とは？
- パワハラと指導の違いって？
- パワハラを放置した時の企業リスクとは？
- 中小企業が取り組むべき生きたパワハラ防止対策とは？

### 講師

六本木 佳代子氏

OPENER Management株式会社  
代表取締役



二次元コードからでも  
申込みできます!



組合名(会社名)		電話	FAX
参加者氏名		参加方法	会場・オンライン
メールアドレス	※必須		

【お申込みFAX送信先】 **098-862-2526**

【お問合せ先】 沖縄県中小企業団体中央会 支援課 TEL: 098-860-2525

ご記入いただいた個人情報は、参加申込みの受付その他の本講習会の運営のためにのみ使用し、他の目的には使用しません。